

【案】

千葉市中央区と千葉中央警察署との 電話 d e 詐欺等の被害防止のための連携に関する協定書

千葉市中央区（以下「甲」という。）及び千葉中央警察署（以下「乙」という。）は、社会問題化している「電話 d e 詐欺」のほか、SNS 型「投資詐欺」や「ロマンス詐欺」（以下「電話 d e 詐欺等」という。）の被害を防止するための連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、電話 d e 詐欺等の被害防止を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（1）「ちば安全安心メール」の普及促進

甲は、地域住民が電話 d e 詐欺等への抵抗力を高めるため、各種業務を通じて、中央区内の町内自治会や防犯パトロール隊（以下「町内自治会等」）に対し、千葉県警察が運営する「ちば安全安心メール」の登録を働きかけ、普及促進を図るものとする。

（2）情報提供

乙は、電話 d e 詐欺の予兆電話等に関する情報（以下「予兆電話等情報」という。）を、適時適切な時機に、「ちば安全安心メール」で甲へ配信することにより情報提供を行う。

（3）情報の活用

甲は、「ちば安全安心メール」を受信する体制をとるとともに、乙から提供を受けた予兆電話等情報を活用し、町内自治会等への情報提供や多機能パトロールを実施するものとする。

（4）被害等に関する情報共有

甲は、電話 d e 詐欺等の被害やその予兆と疑われる情報を把握した場合は、乙に通報し、乙は速やかに適切な措置を講じるものとする。

（5）情報交換

甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互の連携強化に努めるものとする。

（秘密の保持）

第 3 条 甲及び乙は、本協定の運用に際して知り得た個人のプライバシー等の情報を漏らしてはならない。

【案】

(協議)

第4条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月30日

甲 千葉市中央区中央4丁目5番1号
千葉市中央区長
國方 俊治

乙 千葉市中央区中央港1丁目13番1号
千葉県千葉中央警察署長
警視正 末吉 敏和